令 和 5 年

西条市議会第1回2月臨時会提出議案書

西 条 市

目	次
	17

報告第 1 号 西条北中学校における部活動中の隣接する民家 カーポート物損事故に伴う和解及び損害賠償の 額の決定の専決処分について ・・・・・・・・ 1

報告第1号

西条北中学校における部活動中の隣接する民家カーポート物損事故に伴 う和解及び損害賠償の額の決定の専決処分について

西条北中学校における部活動中の隣接する民家カーポート物損事故に伴い、次のとおり和解すること及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年2月17日提出

西条市長 玉井敏久

専決第1号

専決処分書

西条北中学校における部活動中の隣接する民家カーポート物損事故に伴う和解及び 損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第 1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年1月10日

西条市長 玉 井 敏 久

和解の相手方
省略

2 和解の内容

- (1) 相手方のカーポートの物損に対する修繕料を、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われる対物損害賠償金の範囲内で相手方に支払う。
- (2) 損害賠償の額 カーポートの損害に係る額 金66,000円
- (3) 双方とも、その余一切の異議・請求の申立てをしないことを誓約する。

提案理由

西条北中学校における部活動中の隣接する民家カーポート物損事故について、相 手方と示談による解決を図るため専決処分したので、これを報告するものである。

関係法令

地方自治法

(議会の委任による専決処分)

- 第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。